



# ふたつの「ネット」

相続と争族  
のはなし

2026年4月版



# 「そうぞく」

と聞いてどのようなことをイメージされますか？

そうぞく

## 相続



相続税法が  
改正されたって  
聞いたけど…



子や孫にたくさん  
財産をのこしたい



相続税が  
かかる？



手続きが  
難しそう？



そうぞく

## 争族



民法改正で  
何がかわったの？



のこされた家族の  
仲が悪くなる？



財産の  
取り合い？

本冊子は、2026年1月現在の法令・税制に基づいて作成しており、今後改正等により取扱いが変わる場合がありますので、ご注意ください  
なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に必ずご確認ください

# もくじ

## 第1編

### 相続

相続が発生した際の  
費用等を把握し、  
事前に準備しておく  
と安心です

法定相続人の確認	02
相続開始から相続税の申告までのスケジュール	04
相続税の計算のしかた	05
二次相続	06
死亡保険金の特徴	07
生前贈与	11
暦年課税	12
相続時精算課税	14
生前贈与の留意点	16
生前贈与の活用	17
生前贈与資金を生命保険料に活用する場合の留意事項	18
「生命保険のしくみ」を活用した生前贈与の例	19

## 第2編

### 争族

相続税の  
心配はなくても  
「争族」を避けるための  
対策は必要です

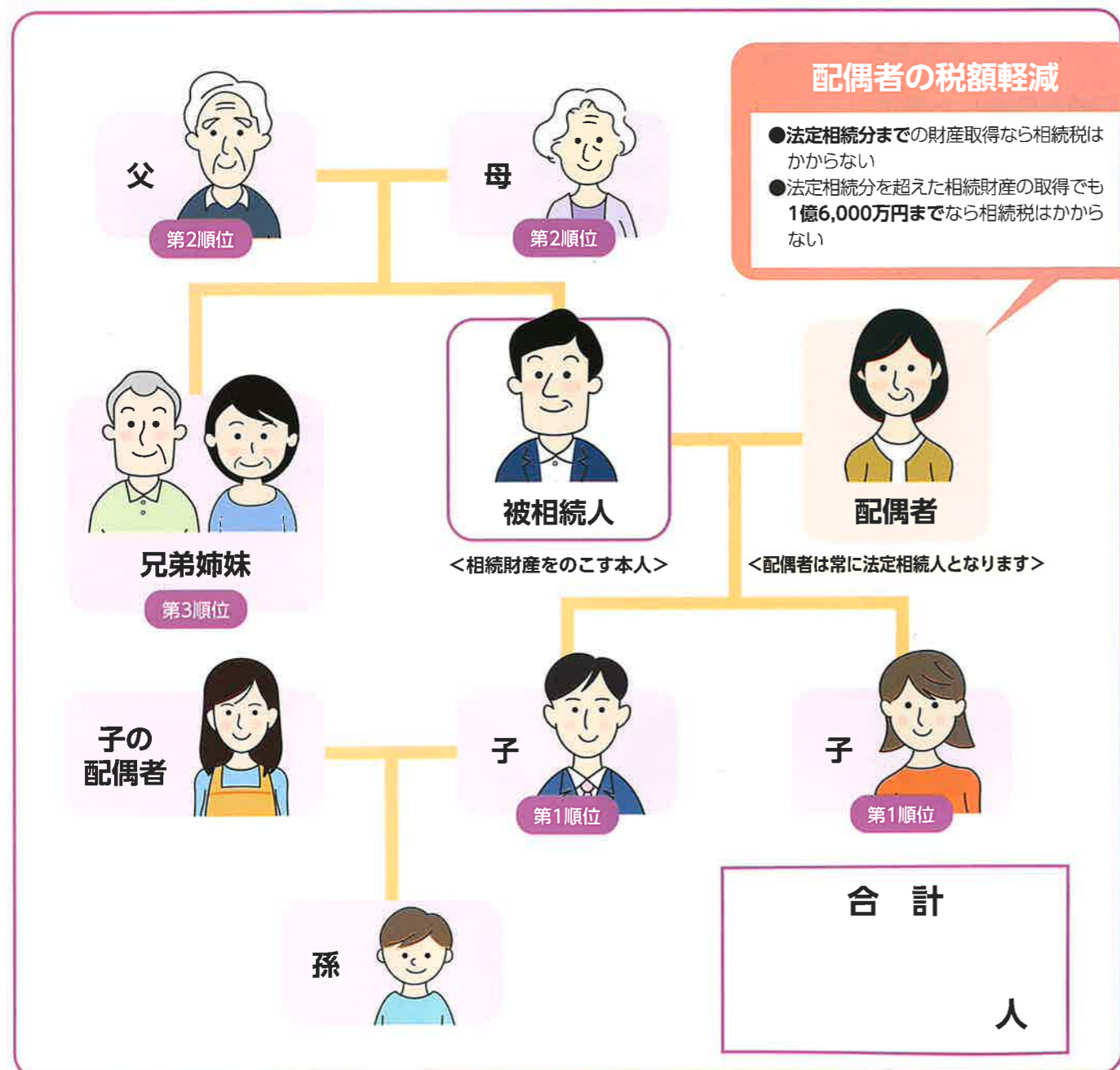
争族の例	20
遺言の活用	22
遺留分	24
子どもがいない場合の遺産分割	25
代償交付金を生命保険で準備する方法	26
争族と税負担	28

# 参考

# 第1編 相続

## 1 法定相続人の確認

相続の準備にあたっては、まず相続財産をのこす本人(被相続人)の家族構成から、誰が民法で定められた法定相続人になるかを確認することが大切です



- 父母は第1順位の子がいない場合、法定相続人となります。父母がすでに亡くなっており、祖父母が存命の場合は、祖父母が法定相続人となります
- 兄弟姉妹は第1順位の子と第2順位の父母がいない場合に、法定相続人となります
- 本来相続人となるべき子や兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、その子(被相続人の孫、甥・姪)が代襲相続人となります

## [ 法定相続人・法定相続分 ]

- 遺言書がある場合には、その内容のとおり相続手続きを行なうのが原則です
- 遺言書がない場合は、どの財産を誰がどのくらい相続するかについて、相続人全員で遺産分割協議を行ないます
- 遺産分割協議の際に目安となるのが、民法で定められた法定相続人と法定相続分です

## 法定相続人および法定相続分

ケース	法定相続人	法定相続分	備考
子がいる場合	配偶者	1/2	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者がいない場合は子がすべて相続</li> <li>■同じ順位の法定相続人*が複数いる場合、法定相続分はその人数で等分</li> <li>※相続人のうちに養子がいる場合、実子と養子の法定相続分は同じです</li> </ul>
	子 第1順位	1/2	
子がない場合	配偶者	2/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者がいない場合は父母がすべて相続</li> <li>■同じ順位の法定相続人が複数いる場合、法定相続分はその人数で等分</li> </ul>
	父母 第2順位	1/3	
子・父母がいない場合	配偶者	3/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者がいない場合は兄弟姉妹がすべて相続</li> <li>■同じ順位の法定相続人が複数いる場合、法定相続分はその人数で等分</li> </ul>
	兄弟姉妹 第3順位	1/4	
子・父母・兄弟姉妹がいない場合	配偶者	1/1 (すべて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者がすべて相続</li> </ul>

\*法定相続人がいない場合は特別縁故者または国庫に帰属します。特別縁故者とは、被相続人に法定相続人がいない場合に、被相続人の財産を取得できる人のことで、家庭裁判所で認められる必要があります

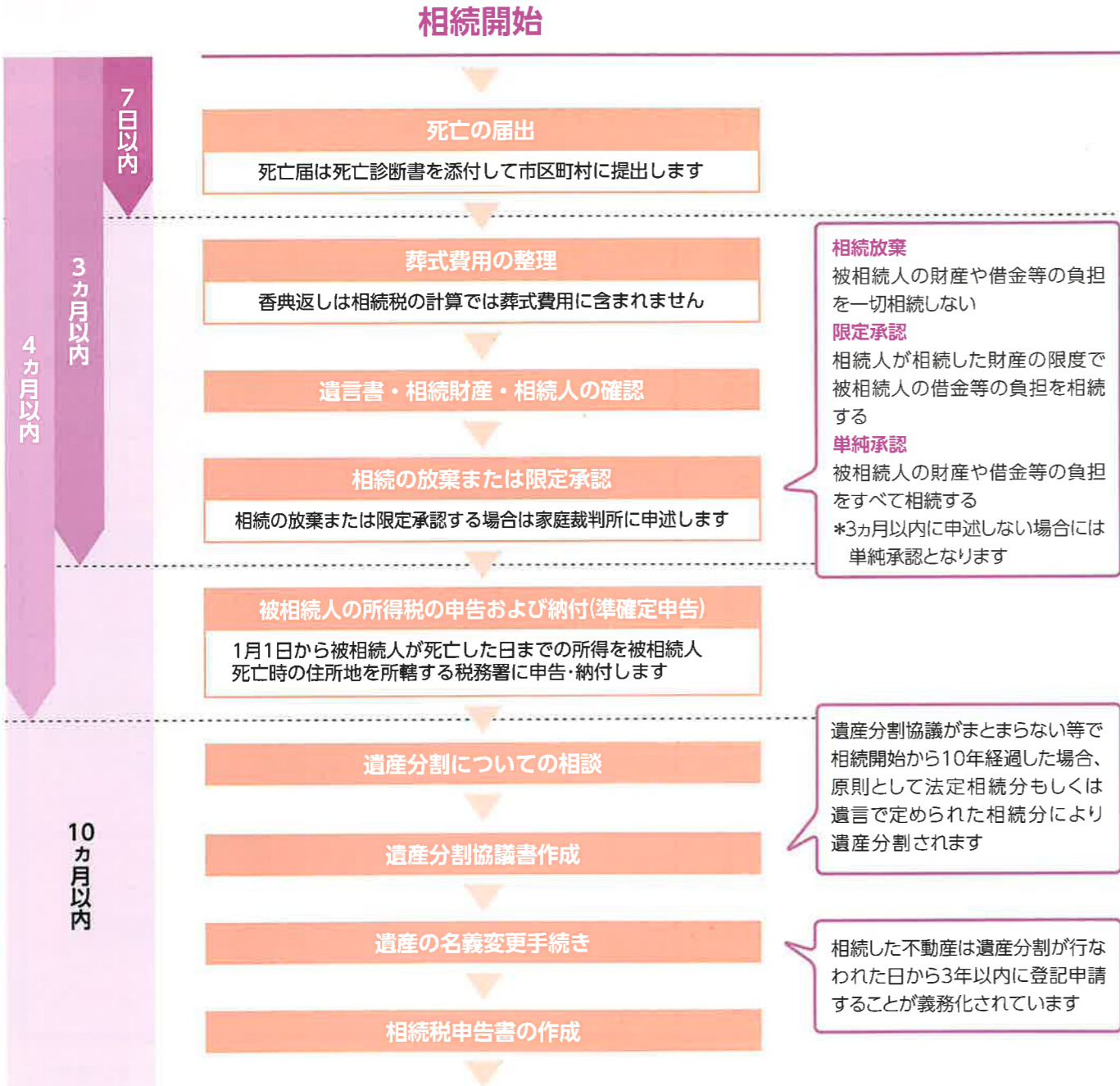
## [ 相続税の基礎控除 ]

- 相続税には、相続財産(課税価格の合計額)から一定金額を控除できる基礎控除があります
- 相続財産が基礎控除額以下であれば、相続税は課されません

相続税の基礎控除額 = 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数  
人

## 2 相続開始から相続税の申告までのスケジュール

相続税は、相続開始の日の翌日から10ヵ月以内に、原則現金で一括納付する必要があります



### 相続税の申告と納付(延納・物納の申請)

被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署に申告・納付します

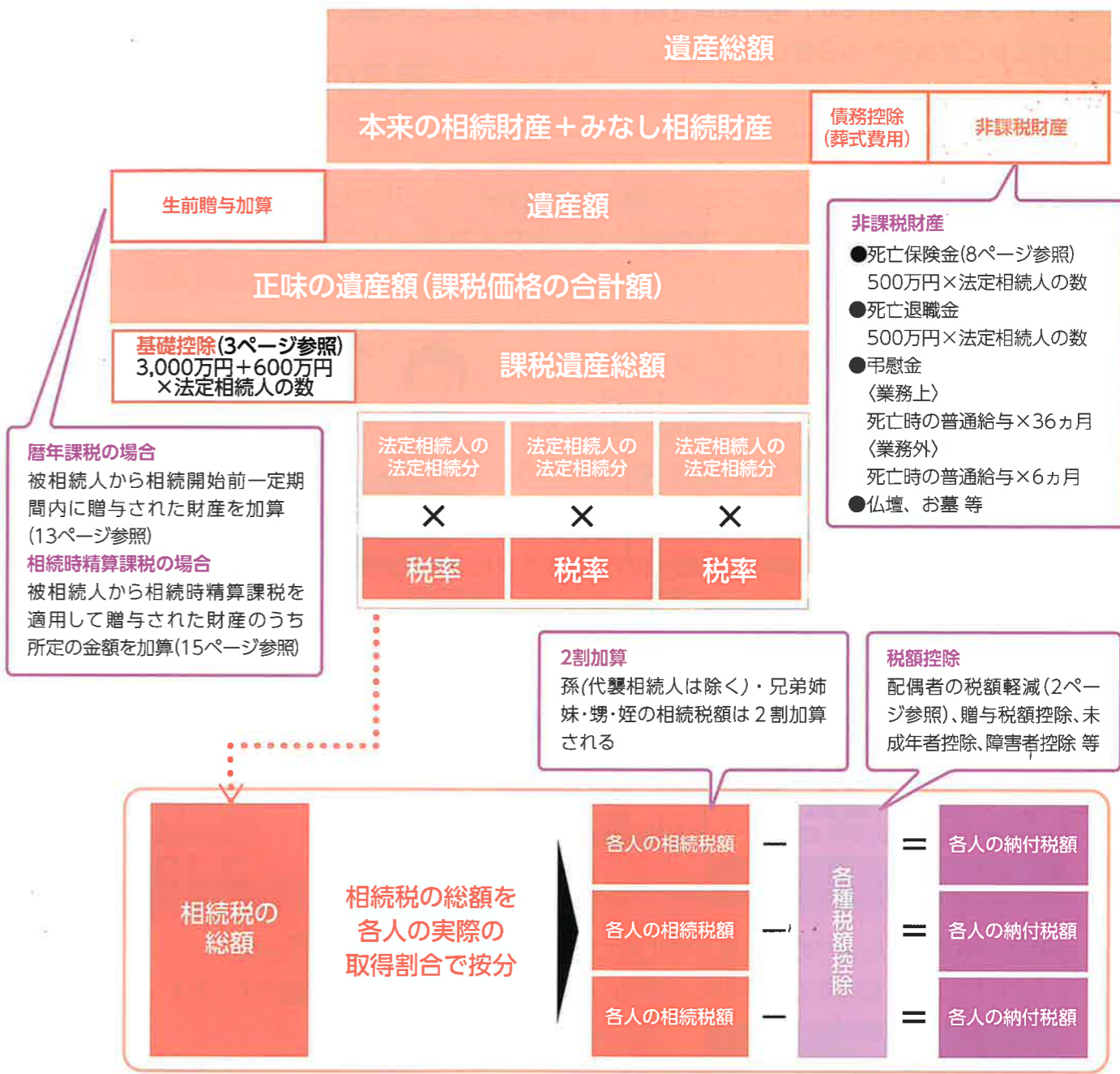
### ご参考 遺産分割協議書とは

どの財産を誰がどのくらい相続するかを決めるために、相続人全員で話し合うことを遺産分割協議といい、この協議がまとまったら、あとで問題が出ないように書面にしておきます。その書面を遺産分割協議書といいます



## 3 相続税の計算のしかた

各相続人の相続税納付額は以下の手順で計算します



### 相続税の速算表



\* 36ページの相続税額概算早見表もあわせてご確認ください

法定相続分に应ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0円
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

# 4 二次相続

二次相続とは一次相続で相続人となった配偶者が亡くなったときに発生する相続のことで、相続税が高額になる場合があります。相続対策を検討する場合には、二次相続の可能性を考慮しながら、納税資金などを確保する必要があります

## 二次相続の相続税が高額になる理由

配偶者の税額軽減が適用されない

基礎控除額が相続人1人分少なくなる

配偶者自身の財産がプラスされる

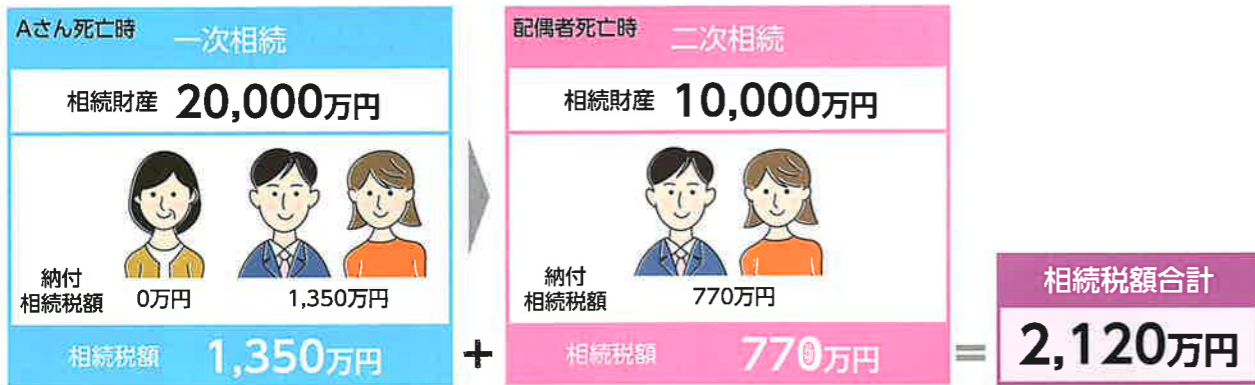
### 事例

Aさんの相続財産：20,000万円  
 配偶者の相続財産：0万円  
 家族構成：Aさん・配偶者・子ども2人  
 法定相続分どおりに財産を相続する場合



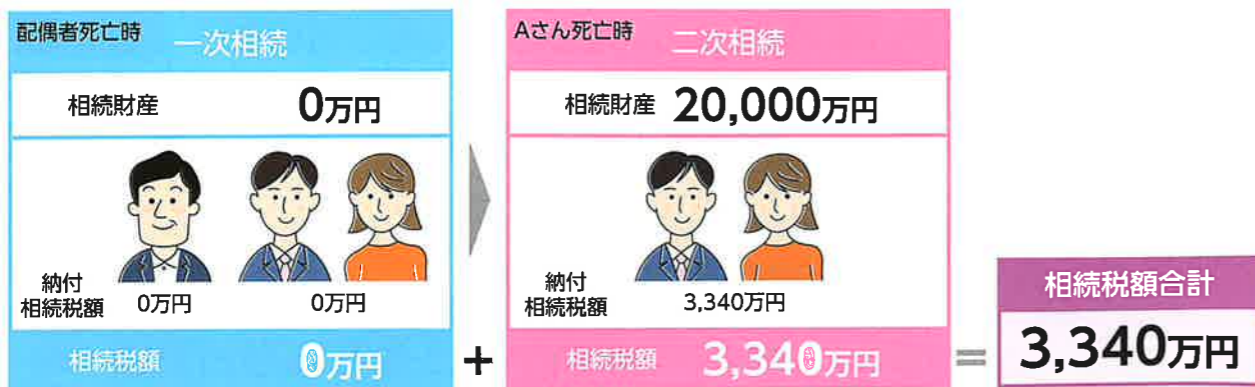
#### ① 財産があるAさんが配偶者よりも先に死亡する場合

一次相続では「配偶者の税額軽減」が適用されますが、二次相続では適用されません



#### ② 財産があるAさんよりも配偶者が先に死亡する場合

Aさん死亡時に「配偶者の税額軽減」が適用されず、相続税が高額になる可能性があります



配偶者に財産がある場合には、その分相続税額も高額になる可能性があります

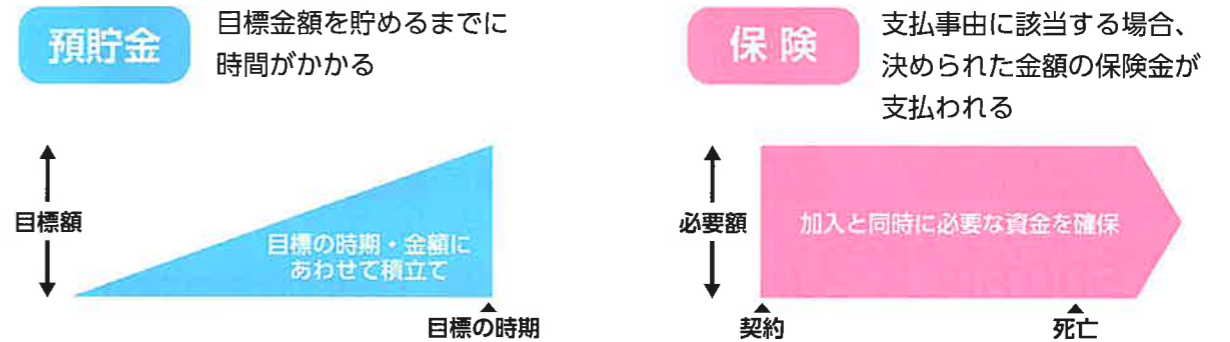
\*それぞれの税額は36ページの相続税額概算早見表をご確認ください

# 5 死亡保険金の特徴

生命保険(死亡保険金)には相続に役立つ4つの特徴があります

## 特徴 1 納税資金の準備

- 相続税は、相続開始の日の翌日から10ヵ月以内に、原則現金で一括納付します
- 相続はいつ発生するかわからないことから、納税資金として必要な金額をすぐに用意できるように準備することが望ましいといえます



## ご参考 死亡保険金にかかる税金

契約者(保険料負担者)・被保険者・受取人の関係によって、対象となる税金が異なります

契約者	被保険者	受取人
保険料を負担する人	保障の対象となる人	被保険者が万一の場合、保険金を受け取る人

### ケース1 子どもが受け取った保険金は、相続財産とみなされます



### ケース2 子どもが受け取った保険金は、保険料を負担した配偶者から子どもへの贈与とみなされます



### ケース3 子どもが受け取った保険金は、子どもの所得とみなされます



\*それぞれの税額・税率は36ページをご確認ください

## 死亡保険金の非課税額

●死亡保険金には相続税法に定められた相続税の非課税額があります

死亡保険金に関する非課税限度額(相続税法第12条)

**非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数**

\* 契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合



**500万円 × 3人 = 1,500万円** 相続税の非課税限度額

事例



の3人が1,500万円を受け取る場合

課税価格

現金・預貯金で  
1,500万円をのこした場合は



1,500万円

死亡保険金で  
1,500万円をのこした場合は



0万円



- 法定相続人の数が多いほど非課税限度額も大きくなります
- 生命保険を活用することで、相続財産を現金で受け取るよりも相続税額を軽減する効果が期待できます

## 死亡保険金は受取人固有の財産

●生命保険は、死亡保険金受取人を指定できます

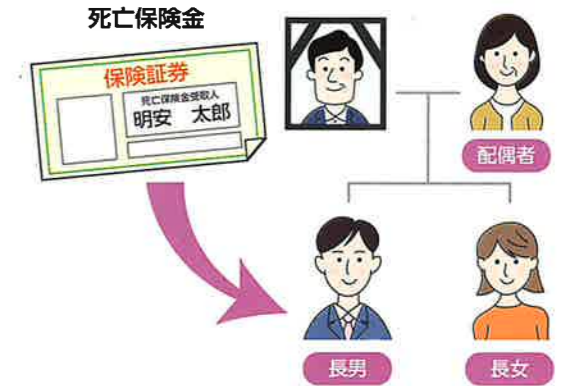
●死亡保険金は受取人固有の財産(みなし相続財産<sup>※1</sup>)です

●生命保険は受取人を指定することで、自分がのこしたい人に財産をのこすことができます

※1 みなし相続財産とは、民法上では相続財産にあたらないものの、相続税法上では相続財産とみなされる(相続税の課税対象となる)財産のことです



民法上の  
相続財産ではないため  
相続放棄をしても  
受け取ることができます



死亡保険金の受取人である長男が受け取る

死亡保険金以外の相続財産



相続人全員で遺産分割



遺産分割協議の対象外のため、  
受取人が確実に  
受け取ることができます

●相続発生後、速やかに現金化できます

遺族の生活費や葬式費用として

スピーディな活用が可能です

(原則として、請求後5営業日以内<sup>※2</sup>)



遺産分割協議が合意するまでの期間、  
預貯金<sup>※3</sup>・不動産等は、相続人全員の共有財産になります



※2 個別のお取扱いについてはご加入の生命保険会社にお問い合わせください

※3 預貯金には仮払い制度があります(31ページ参照)

## 特徴4 死亡保険金は特別受益に「あたらない」

- 特別受益とは、相続人が遺贈\*や生前贈与などによって受けた特別の利益のことをいいます
- 特別受益がある場合は、その分を相続財産に加算して遺産分割を考えることになります
- 死亡保険金は受取人固有の財産のため、原則として特別受益にはあたらず、遺産分割の際に相続財産に加算する必要がありません

\*遺贈とは、遺言によって財産を与えることです

### 特別受益とされる主なもの

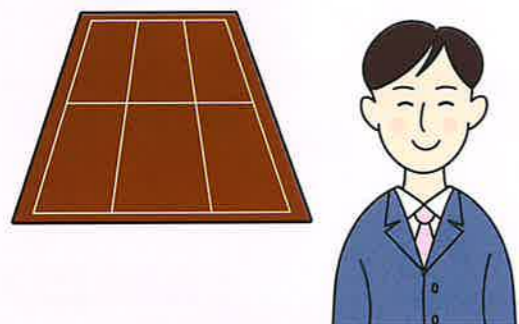
結婚式や養子縁組の際の  
持参金や支度金



家を買ってもらった  
(または資金をもらった)



土地をもらった



現金の贈与を受けた



生命保険金(死亡保険金)については、よほどの不公平がない限り特別受益とはならないとされています(平成16年10月29日最高裁判決)

### ご参考 特別受益の持ち戻し

遺産分割においては特別受益の持ち戻しは全期間が対象となり、被相続人から受けた遺贈や生前贈与のすべてが対象となります。

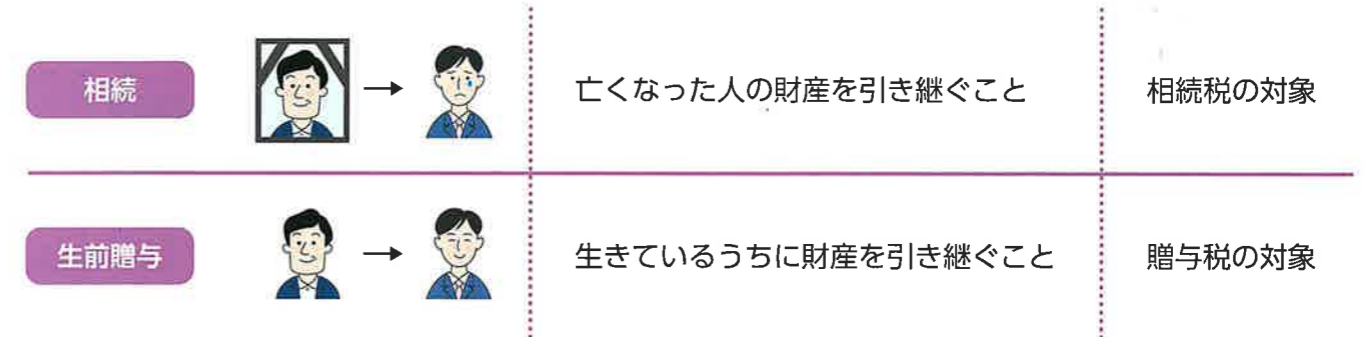
なお、遺留分侵害額請求における遺留分計算(24ページ参照)では、相続人に対する贈与は相続開始前10年以内に行なわれたものに限り遺留分算定の基礎となる財産に含めず

## 6 生前贈与

贈与とは自己の財産を無償で与えることで、贈与者(贈与する人)の意思表示と受贈者(贈与により財産を取得する人)の受諾によって成立します

生きているうちに贈与することを「生前贈与」といい、贈与税には「暦年課税」と「相続時精算課税」の2つの課税方法があります

### ●相続と生前贈与の違い



## 特徴1 相続財産の圧縮

- 生前贈与を行なうことで相続財産の一部を前渡しすることができ、相続財産を圧縮する効果が期待できます



## 特徴2 財産の分割

- 贈与者は相続の発生前に、渡したい人へ渡したい財産を確実に渡すことができます
- 受贈者は早い段階で贈与された財産を活用することができます



# 7 暦年課税

贈与税額を1年単位で計算する課税方法です

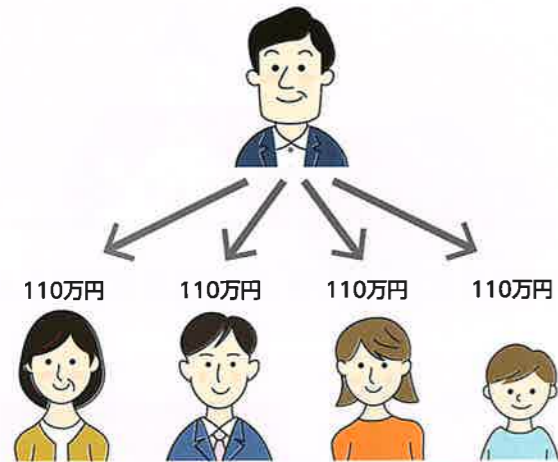
暦年課税の税額は、1月1日～12月31日までの間に贈与により取得した財産の価額の合計額(贈与税の課税価格)から、基礎控除額の110万円を差し引いた後の金額に税率を乗じて計算します

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除額} 110\text{万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

(速算表を使用する場合)

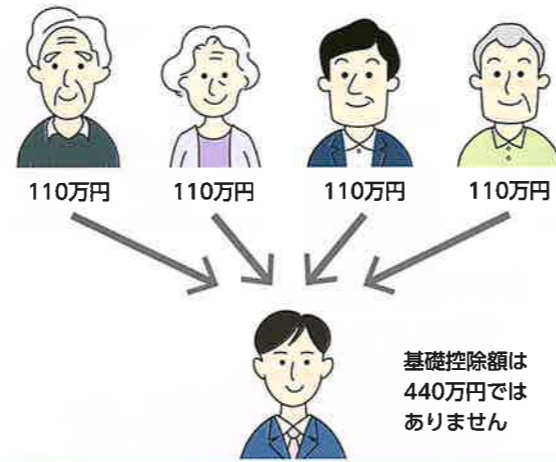
- 贈与税は原則、受贈者が申告と納税を行いません
- 基礎控除は、贈与税の申告をする受贈者が適用を受けます
  - ・ 複数の人から贈与を受けた場合でも、基礎控除額の上限は年間110万円です
  - ・ 贈与者ごとに年間110万円の基礎控除額の適用を受けるわけではありません

受贈者が複数人



基礎控除額は受贈者それぞれ110万円

贈与者が複数人



基礎控除額は受贈者1人あたり110万円

基礎控除額は440万円ではありません

## 贈与税の速算表



課税価格 (基礎控除および配偶者控除後)	一般の贈与		直系尊属から 18歳以上の人への贈与	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	-	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	20%	30万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	30%	90万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	40%	190万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	45%	265万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円	50%	415万円
3,000万円超 4,500万円以下	55%	400万円	55%	640万円
4,500万円超				

\* 「直系尊属から18歳以上の人への贈与」については、贈与を受けた年の1月1日における年齢で判定します  
\* 36ページの贈与税額早見表もあわせてご確認ください

## [ 相続発生時の相続財産への加算 ]

- 贈与者が亡くなって相続が発生したときには、相続開始前一定期間内\*の贈与財産が相続財産に加算されます \*2023年12月までの3年以内から順次7年以内に延長
- ただし、相続または遺贈により財産を取得しない孫などへの贈与財産は加算されません



### 事例

2024年1月1日以降、暦年課税で父から子へ毎年400万円ずつ10年間贈与した時点で相続が発生した場合



- 相続開始前3年以内の贈与財産と相続開始前3年超7年以内\*の贈与財産から100万円を控除した額の合計額((400万円×3年)+(400万円×4年-100万円)=2,700万円)を相続財産に加算
- 相続税額から7年分の贈与税額(33.5万円×7年=234.5万円)を控除

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	相続発生
贈与額	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	
贈与税額	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	

\*年数は2024年から順次延長(事例は7年加算)

### 留意事項

- 年間の贈与額が110万円を超えると贈与税がかかります。贈与額が多額になると贈与税も高額になる可能性があります
- 贈与時の価額で加算します

## [ 暦年課税における贈与税の申告 ]

- 贈与により取得した財産の価額が基礎控除額の110万円を超える場合、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、受贈者の住所地を所轄する税務署に贈与税の申告書を提出します

# 8 相続時精算課税

特定贈与者から受贈者に対して行なわれた贈与財産のうち、毎年の贈与額から基礎控除額の110万円<sup>※1</sup>を控除した額の累計額<sup>※2</sup>が2,500万円になるまでは贈与税が課されず、2,500万円を超えた場合はその超えた金額に対して20%の税率で贈与税を計算する課税方法です

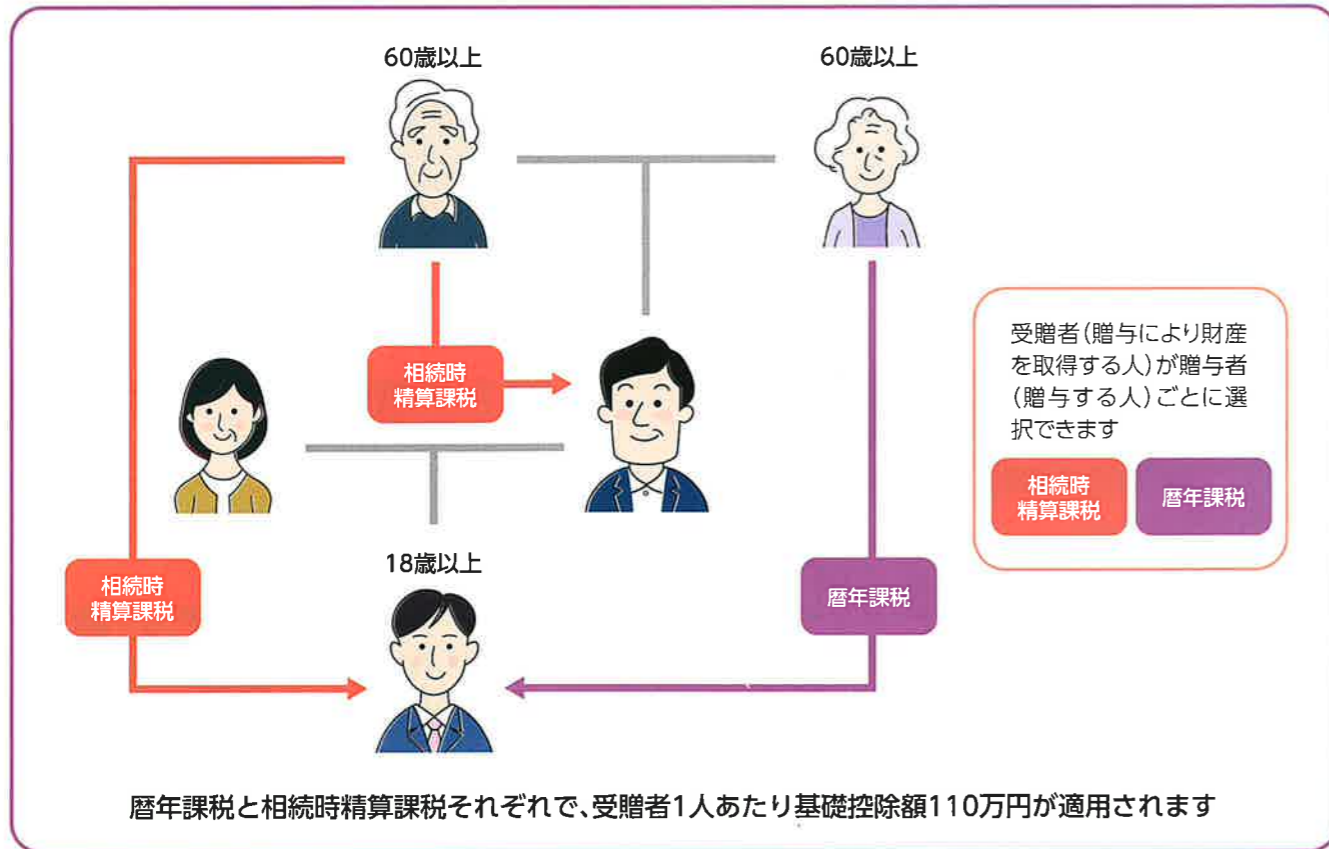
※1 暦年課税の基礎控除とは別枠です ※2 2023年12月31日以前は毎年の贈与額の累計額です

$$\text{贈与税額} = \{(\text{贈与税の課税価格} - \text{基礎控除額} 110\text{万円}) - \text{特別控除額} 2,500\text{万円}^{\ast 3}\} \times \text{税率} 20\%$$

※3 特別控除は2,500万円が限度(前年以前にすでに特別控除を適用している場合は、その残額)となります

## [ 相続時精算課税制度の選択 ]

- 特定贈与者(60歳以上の父母・祖父母)から受贈者(18歳以上の子・孫)に限定されます。年齢は贈与を受けた年の1月1日における年齢で判定します
- 贈与により財産を取得する場合、祖父からの贈与については相続時精算課税を選択する、祖母からの贈与については暦年課税を選択するなど、贈与者ごとに課税方法を選択することができます。ただし、同じ年に同一の贈与者から受ける贈与では、暦年課税と相続時精算課税を併用することはできません

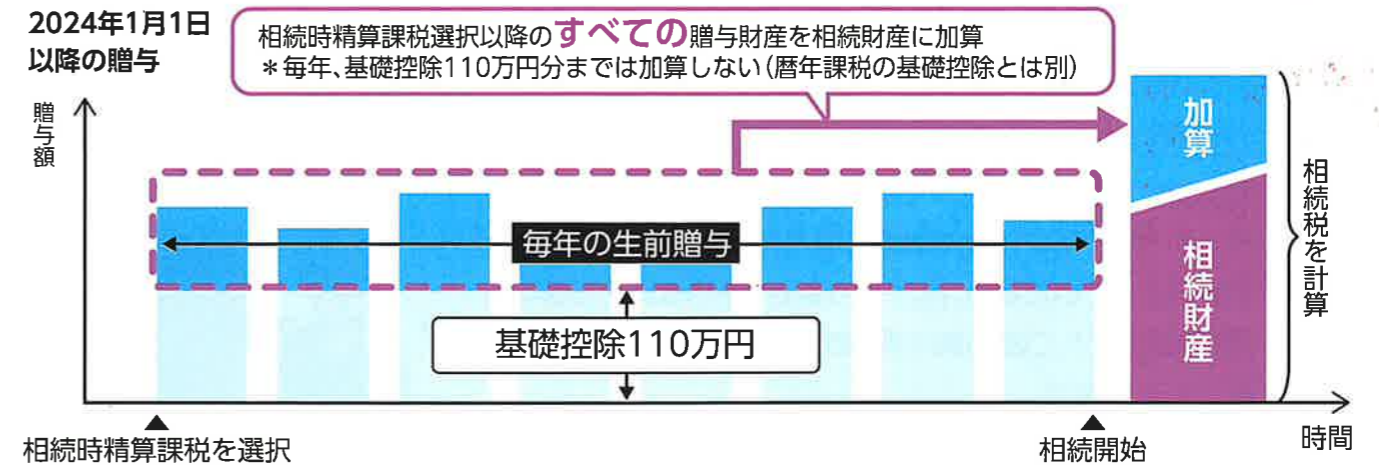


留意事項

相続時精算課税の選択をすると、その贈与者からの贈与は暦年課税に変更することはできません。なお、相続時精算課税の選択をしていない贈与者からの贈与は、引き続き暦年課税となります

## [ 相続発生時の相続財産への加算 ]

- 贈与者が亡くなって相続が発生したときには、相続時精算課税を選択して贈与された贈与財産のうち基礎控除を除くすべての金額が相続財産に加算されます



事例

2024年1月1日以降に相続時精算課税を選択し、父から子へ毎年400万円ずつ10年間贈与した時点で相続が発生した場合



- 相続時精算課税を適用して贈与した財産から110万円の基礎控除額を控除した後の累計額((400万円-110万円)×10年=2,900万円)を相続財産に加算
- 相続税額から相続時精算課税で課された贈与税額の合計(22万円+58万円=80万円)を控除

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
贈与額	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	相続発生
特別控除額	2,500万円	2,210万円	1,920万円	1,630万円	1,340万円	1,050万円	760万円	470万円	180万円	0万円	
贈与税額	—	—	—	—	—	—	—	—	22万円	58万円	

留意事項

- 特定贈与者の生存中の贈与を継続的に管理する必要があります
  - 贈与財産は贈与時の価額で相続財産に加算します<sup>※</sup>
- ※2024年1月1日以降に贈与された財産で、土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合は、相続財産に加算する財産の評価額を再計算することができます



## [ 相続時精算課税における贈与税の適用手続きと申告 ]

- 贈与額の多寡にかかわらず、最初に贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、受贈者は所轄税務署に所定の届出書を提出する必要があります
- 贈与の額が基礎控除額110万円を超える場合は、申告する必要があります
- 贈与の額が基礎控除額110万円以下の場合、申告する必要はありません

\*詳しくは34ページをご確認ください

# 9 生前贈与の留意点

暦年課税、相続時精算課税共通の留意点は以下の3つです

## 留意点 1 名義預金

- 本人以外の口座を開設してその口座に預金をしていくことです
- 例えば、祖父が孫の名義で預金口座を開設し、孫に内緒でお金を積み立てていた場合、孫がその事実を知らないで贈与契約は成立せず※、口座名義は孫であっても、その預金は祖父の財産とみなされます

※贈与は贈与者の意思表示と受贈者の受諾によって成立します。詳しくは11ページをご確認ください



## 留意点 2 定期の贈与

- 贈与契約を結んで、一定期間にわたり財産を給付していくことです
- 例えば、「10年間毎年100万円贈与する」と約束した場合、1年ごとに贈与があったと考えるのではなく、贈与の約束をした年に将来にわたって1,000万円を渡す権利を贈与したとみなして贈与税が課されます



1年目に1,000万円に対して贈与税を課税



## 留意点 3 特別受益による持ち戻し

- 特別受益の持ち戻しとは、生前贈与された財産を特別受益とみなし、相続財産に加算することで、相続人間の公平を図ることを目的とするものです
- 例えば、父が財産の大部分を長男へ生前贈与し、他の相続人に対する著しい不公平が生じた場合、その贈与財産を特別受益として相続財産に加算して遺産分割を考えることになります

\*特別受益については10ページをご確認ください

# 10 生前贈与の活用

生前贈与を行なう場合のポイントが4つあります

- ポイント 1 早い時期から贈与を行なう
- ポイント 2 配偶者や子・孫、子の配偶者等、多くの人に対して贈与を行なう
- ポイント 3 相続財産と贈与税額を考慮して金額を設定する
- ポイント 4 贈与の事実を確実に残す

受贈者が相続人か相続人以外かによって贈与制度を選択することが必要です

### ご参考 贈与を受けた人や贈与した額

生前贈与を活用する人が増えています



出典：国税庁「統計年報」(財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者についての集計)

### ご参考 毎年の生前贈与を10年間行なった場合の効果

相続税が課されることが想定される方は、受贈者が相続人かどうか、相続税と贈与税の負担率等を勘案して贈与する相手・金額を設定することが有効です

前提条件

家族構成：父、子2人、孫1人(法定相続人は子2人のみ) 相続財産(相続税評価額)：2億円

税額計算について

- ・相続税は父の相続時に法定相続人2人が法定相続分どおりに相続したものと計算
- ・贈与税は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の方が直系尊属から贈与を受けた場合の税率で計算
- ・孫は相続または遺贈により財産を取得しないものとする



\*相続税・贈与税の計算については、5ページ・12ページ・37ページもあわせてご確認ください

# 11

## 生前贈与資金を生命保険料に活用する場合の留意事項

生前贈与で受け取った資金を生命保険料に活用する場合、贈与の事実を明確にしておく必要があります

### 留意事項

- 贈与契約と生命保険契約は別個の契約であり、相互に直接の関係はありません。そのため、生命保険商品にご加入いただいたとしても、贈与契約を締結したことにはなりません

### 贈与の事実を明確にしておく方法

- 1 毎年贈与契約書を作成する
- 2 贈与者の預金口座から受贈者の口座へ贈与金額を振り込む
- 3 保険料は受贈者の口座から引き落としをする
- 4 受贈者は自己の口座の通帳・印鑑を自分で保管・管理する
- 5 贈与税を納付し、贈与税申告書を保管する
- 6 贈与者は生命保険料控除は使わない



昭和58年9月国税庁 事務連絡「生命保険料の負担者の判定について」  
\* 上記は個別の事情により判断が異なる場合がありますので、取扱いの詳細は、税理士等の専門家にご相談ください

### 贈与契約書 作成例

**贈与契約書**

贈与者 若葉 太郎 (甲) と受贈者 若葉 三郎 (乙) は、本日、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、下記の現金を乙に贈与することとし、乙はこれを承諾した。

記

(現金の表示) 金 111万円

第2条 甲は、前条記載の贈与金を、令和〇〇年12月20日までに、乙の指定する乙名義の銀行口座に振り込んで支払うものとする。

上記契約成立の証として本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、甲、乙各1通を所持する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 (住所) 東京都国立市〇〇1丁目2番3号  
(氏名) 若葉 太郎

乙 (住所) 東京都千代田区〇〇2丁目3番4号  
(氏名) 若葉 三郎

### 未成年者に贈与する場合

甲 (住所) 東京都国立市〇〇1丁目2番3号  
(氏名) 若葉 太郎

乙 (住所) 東京都千代田区〇〇2丁目3番4号  
(氏名) 若葉 三郎

乙法定代理人親権者父  
(住所) 東京都千代田区〇〇2丁目3番4号  
(氏名) 若葉 二郎

乙法定代理人親権者母  
(住所) 東京都千代田区〇〇2丁目3番4号  
(氏名) 若葉 花子

\* 未成年者に贈与する場合は法定代理人(通常は親権者)も署名・押印します

\* 33ページに見本をおつけしています

上記はあくまで作成例です。記入方法については弁護士等の専門家にご相談ください

# 12

## 「生命保険のしくみ」を活用した生前贈与の例

生命保険のしくみを活用して贈与をすると、毎年の贈与契約書の作成および贈与資金の振込手続きが不要です(図Aの部分)

さらに「贈与した資金を子どもの将来の備えとして活用してほしい」という贈与者の想いを実現できるよう、お子さまなどが生命保険に加入する方法もあります(図Bの部分)

### 父が贈与者、子が受贈者の場合



### 生命保険契約の例

A			B		
契約者	被保険者	生存給付金受取人 死亡保険金受取人	契約者	被保険者	死亡保険金受取人
父	父	子	子	父	子

子は受け取った死亡保険金を納税資金等に活用することも可能

### 「生前贈与された資金で生命保険に加入する場合の留意点(図B)」

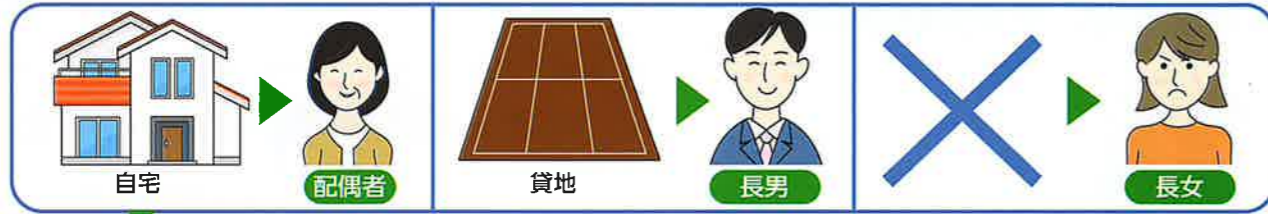
- 生前贈与された資金で生命保険にご加入いただく場合、受贈者が契約者となります。生命保険への申込みは、契約者が契約内容(保険種類・保険金額・保険期間・保険料払込期間・保険料払込総額等)を十分に確認・了承したうえで行なってください
- 被保険者が贈与者以外で、保険料払込期間中に贈与者が亡くなった場合、その後も保険契約が継続するため、契約者の自己資金から保険料の払込みが必要です
- 減額や解約をした場合の返戻金は、多くの場合払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、返戻金は全くないか、あってもごくわずかな場合があります
- 保険料の払込みが困難になった場合、保険料の払込みを中止したうえで保険契約を継続させる「払済保険」への変更という方法もありますが、お客さまにとって不利益となる可能性があります。また、払済保険への変更には所定の要件があり、すべての商品が払済保険へ変更できるわけではありません

# 第2編 争族

## 1 争族の例

相続税の心配はなくても「争族」に発展してしまうことがあります

### ケース1 財産の多くが不動産で、金融資産が少ない



こんなとき → 相続財産を受け取ることができない相続人が遺産分割に納得しないこともあります  
\* 代償交付金の準備については26ページをご確認ください

### ケース2 相続人が多数いる



こんなとき → 遺産分割の話し合いさえできないケースもあります  
お互いが弁護士を入れて長期戦になることも…

### ケース3 すでに死亡した長男の配偶者等(相続人以外の親族)が無償で介護等をしていた



こんなとき → 介護等で財産の維持・増加に特別の貢献をした場合、長男の配偶者は長女に対して特別寄与料を請求できます  
\* 特別寄与料の詳細は31ページをご確認ください

### ケース4 子どもがいない夫婦



こんなとき → 子どももいないため、配偶者が全額受け取れると考えられがちですが、兄弟姉妹が法定相続人となるため、財産を要求されるケースがあります  
\* 遺言作成については22ページをご確認ください

## 【遺産分割に関するデータ】

遺産分割に関する裁判所への相談は近年増加傾向にあります。争いは遺産価額の多寡にかかわらず起きており、特に遺産の分割が困難な場合などに起きやすい傾向があります

### ●遺産分割事件の調停・審判新受件数

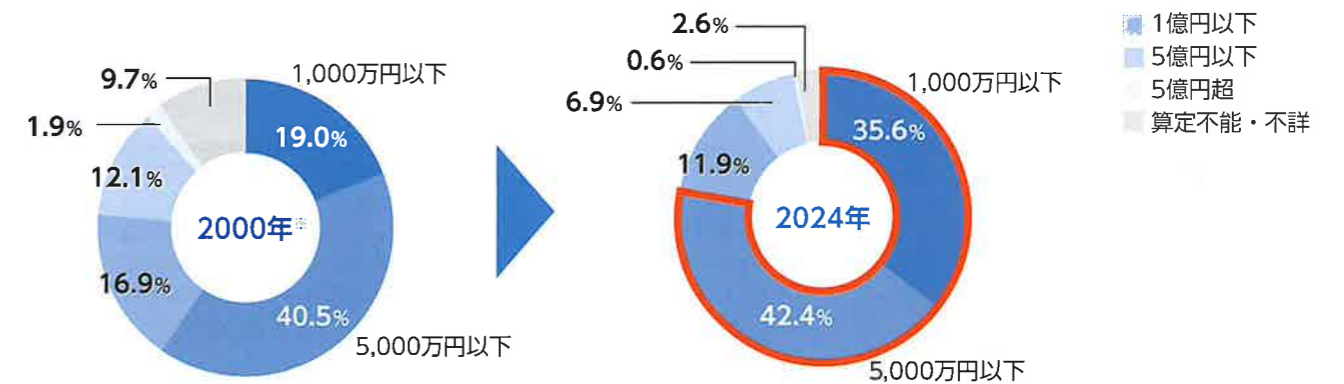
遺産分割事件の調停・審判新受件数は30年間で約1.9倍に増加しています



出典：最高裁判所「司法統計年報 家事審判・調停事件の事件別新受件数」

### ●遺産分割事件のうち認容・調停成立件数(遺産の価額別占率)

遺産分割でトラブルになった件数のうち、遺産価額1,000万円以下が占める割合が増加しています  
2024年では遺産価額5,000万円以下の争いが全体の約78%を占めています



※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%となりません  
出典：最高裁判所「司法統計年報(家事編)」(2000年度・2024年度)

### ●遺言書の作成・保管状況

公正証書遺言を作成する人は増加傾向にあります  
2020年にスタートした自筆証書遺言書保管制度の利用も進んでいます

#### 【公正証書遺言件数の推移】



出典：日本公証人連合会「遺言公正証書の作成件数について」

#### 【遺言書保管制度の利用状況】



出典：法務省民事局「遺言書保管制度の利用状況」

## 2 遺言の活用

原則として遺言は法定相続分より優先されますが、特定の相続人に財産を集中させることによる遺留分侵害や形式不備での無効など、争族トラブルを引き起こす可能性があるため注意が必要です

### [ 主な遺言の方法 ]

	公正証書遺言 (民法969条)	自筆証書遺言 (民法968条)	秘密証書遺言 (民法970条)
作成方法	遺言者が口述した内容を公証人が文章化 ウェブ会議*を利用する方法も可	本人が遺言の全文、日付・氏名を自書し、押印 財産目録はパソコン作成やコピーも可	本人が記述した遺言書を封印し、公証役場で証明を受ける
証人	証人2人以上	証人不要	
保管場所	公証役場で保管	遺言者が保管	法務局で保管
検認の要否	不要	必要	必要
メリット	公証人が作成するため形式不備、内容不備にならない 紛失、偽造・変造、隠匿等のおそれがない	1人で簡単に作成できる 費用がかからない 遺言の内容を秘密にできる	1人で簡単に作成できる 保管時に形式不備がないか確認してもらえる 遺言の内容を秘密にできる 紛失、偽造・変造、隠匿等のおそれがない
デメリット	遺言内容が公証人や証人に知られる 作成に手間と時間がかかる 費用がかかる	遺言書の紛失、偽造・変造、隠匿等のおそれがある 相続時に遺言書が見つからないおそれがある 形式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある	遺言書の内容まで審査をするわけではないため、内容不備で法的に無効になるおそれがある 一定の保管料がかかる 遺言書の紛失のおそれがある 形式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある 作成に手間と時間がかかる 費用がかかる

\*2025年10月1日以降、順次指定される指定公証人の役場でのみ利用可能

### [ 法務局による遺言書保管制度 ]

自筆証書遺言のメリットを損なわず、デメリットを解消するために2020年に法務局による遺言書保管制度が創設されました

- ポイント**
- 遺言書の本人による紛失、第三者による破棄や改ざんが防止できる
  - 相続開始後の家庭裁判所による検認が不要となる
  - 相続開始後、相続人は法務局で遺言書を閲覧でき、遺言書情報証明書の交付が受けられる
  - 相続開始後、遺言者が指定した相続人等に遺言書が保管されている旨をお知らせする「指定者通知」を利用することができる
  - 手数料がかかる(1件 3,900円)

遺言書の様式など留意事項がありますので、詳しくは法務省のホームページでご確認ください

## [ 自筆証書遺言の作成例 ]

### 全文自筆の場合

**遺言書**

遺言者 遠言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、長男遠言一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。


(1) 土地  
所在: 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目  
地番: 〇番〇 地目: 宅地 地積: 〇〇平方メートル

(2) 建物  
所在: 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇子  
家屋番号: 〇番〇 種類: 居宅 構造: 〇〇  
床面積: 〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべてを、長女遠言雪子(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。



(1) 〇〇銀行〇〇支店(店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇)  
(2) 〇〇銀行〇〇支店(店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇)

令和7年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇子  
遠言太郎 

1/1

### 財産目録をパソコンで作成する場合

<p style="text-align: center;"><b>遺言書</b></p> <p>遺言者 遠言太郎は次のとおり遺言する。</p> <p>1 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録1及び2の不動産を、長男遠言一郎(昭和〇年〇月〇日生)に相続させる。</p> <p>2 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の預金のすべてを、次の者に遺贈する。</p> <p>住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇子 氏名 中山花子 生年月日 昭和45年4月15日</p> <p>3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。</p> <p>住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇子 氏名 東京和男 職業 弁護士 生年月日 昭和40年11月15日 令和7年7月10日 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇子</p> <p style="text-align: right;">遠言太郎 </p> <p style="text-align: right;">1/2</p>	<p style="text-align: center;">別紙 目録</p> <p>1 所在 〇〇県〇〇市〇〇町 地番 〇番〇〇 地目 宅地 地積 〇〇〇平方メートル</p> <p>2 所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇〇 家屋番号 〇番〇〇 種類 居宅 構造 木造かわらぶき〇階建 床面積 〇〇〇平方メートル</p> <p>3 〇〇銀行〇〇支店 (店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇)</p> <p style="text-align: right;">遠言太郎 </p> <p style="text-align: right;">2/2</p>
--	--

\*財産目録はパソコンでの作成やコピーでも可能ですが、その場合は全ページに署名と押印が必要です

### 3 遺留分

遺留分とは民法で定められた一定範囲の相続人に認められる、最低限度の遺産取得割合のことです。遺言や生前贈与等で遺留分が侵害された法定相続人は、遺留分を侵害している他の相続人等に対して侵害された金額を請求すること(遺留分侵害額請求)ができます

#### [ 相続人の組み合わせと遺留分 ]

相続人の組み合わせ	遺留分の合計	各人の遺留分
配偶者と子 	1/2	配偶者 1/4 子 1/4
配偶者と父母 	1/2	配偶者 2/6 父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹 	1/2	配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし
配偶者のみ 	1/2	配偶者 1/2
子のみ 	1/2	子 1/2
父母のみ 	1/3	父母 1/3
兄弟姉妹のみ 	なし	兄弟姉妹 なし

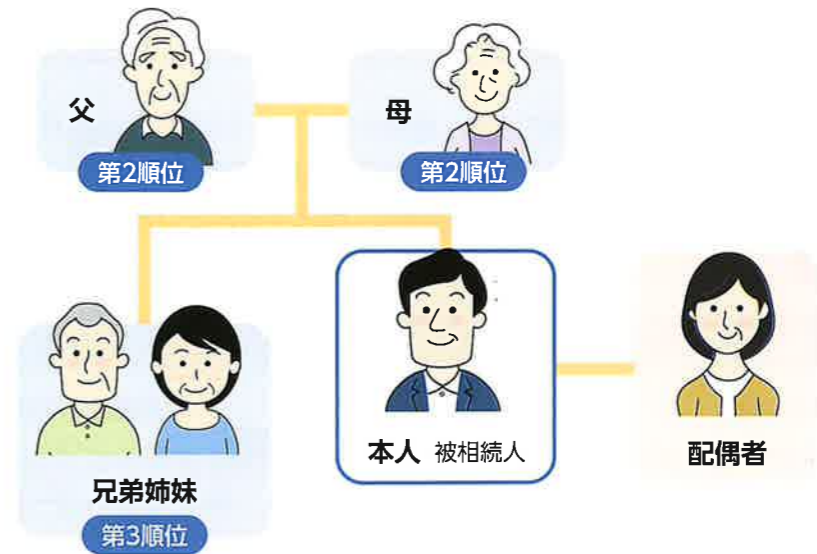
\* 同じ順位の相続人が複数いる場合、遺留分は人数で等分します

#### [ 遺留分侵害額請求のポイント ]

- 遺留分侵害額請求は、侵害分の「お金を請求する権利」であるため、請求された場合は金銭で支払う必要があります。例えば、相続した土地などの現物による支払いはできません
- 次のいずれかを過ぎてしまうと請求できなくなります  
時効：相続開始と遺留分の侵害を知ってから1年  
除斥期間：相続開始から10年(相続の発生を知らなかったとしても10年経過すると請求権が消滅)

### 4 子どもがない場合の遺産分割

子どもがない夫婦や特定の人に財産をのこしたいときは、遺言の作成が効果的です



- 子どもがない夫婦で、配偶者に財産をのこしたい場合  
遺言がなく、法定相続分どおりに遺産を分けると配偶者が3分の2、父母が3分の1となります

配偶者 2/3	父母 1/3
---------	--------

配偶者に法定相続分を超える財産を確実にのこしたい場合には遺言が必要です  
◎父母の遺留分に留意した内容で遺言書を作成します

- 子ども・親がない夫婦で、配偶者に全財産をのこしたい場合  
遺言がなく、法定相続分どおりに遺産を分けると配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1となります

配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4
---------	----------

配偶者にすべての財産を確実にのこしたい場合には、遺言が必要です  
◎「全財産を配偶者にのこす」という遺言書を作成します

- ・ 遺言を残すことで遺産分割協議が不要になります
- ・ 兄弟姉妹には遺留分がないため、全財産を確実に配偶者にのこすことができます
- ・ 遺言書がない場合、配偶者と兄弟姉妹で遺産分割協議が必要となります。遺留分がないことなどを理由に兄弟姉妹に何も財産を分けず、遺産分割協議書に同意してもらえず、遺産分割ができなくなる場合があります

# 5 代償交付金を生命保険で準備する方法

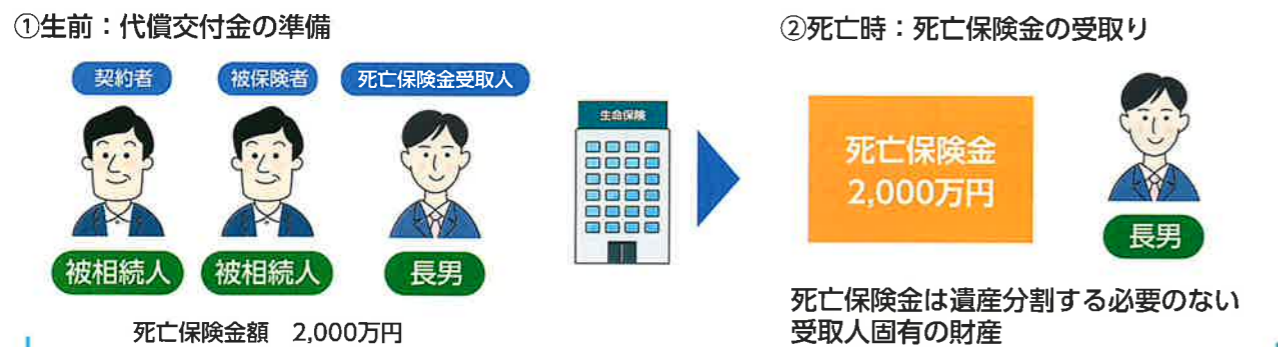
分割が難しい財産が相続財産の多くを占め、相続人の間で不公平が生じてしまうケースでは、代償交付金を準備しておくことで安心です

**事例** 被相続人  
 ●先祖代々の自宅の土地・建物は長男に、その他の財産は長女に引き継がせたい  
 ●結婚して他県に住んでいる長女は長男が自宅を継承することには賛同しており、自分の相続分として、ある程度の現金を望んでいる

**対策せず相続した場合** 長男と長女の相続財産の差額が4,000万円となり不公平になる



**対策方法** 生命保険を活用して代償交付金を準備し、長男から長女に支払う



・特定の相続人が相続財産を取得し、他の相続人に対して自己の財産から代償財産(代償交付金)を渡すことで遺産分割を行なう方法を「代償分割」といいます  
 ・代償交付金は贈与ではなく代償分割であることを遺産分割協議書で明確にする必要があります

## 【代償交付金の課税関係】

### ●代償交付金を支払う場合

遺産分割協議書に代償分割である旨を明確に記載することで、代償交付金を支払う側は相続財産からその分を差し引いた金額、受け取る側はその分を加算した金額が相続税の課税対象となります



### ●金銭以外の代償財産を渡す場合

代償財産として金銭以外の財産(不動産など)を渡した場合、「その財産を時価で売却したもの」とみなされ、渡した側に相続税とは別に売却益に対して所得税・復興特別所得税・住民税が課されます



※令和8年度税制改正大綱によれば、2027年1月からは、2.1%の復興特別所得税に代わり、1.1%の復興特別所得税と1.0%の防衛特別所得税(仮称)が課される予定です

## ご参考 生命保険で代償交付金を準備する場合の契約形態

- 生命保険で代償交付金を準備する場合の死亡保険金受取人は、相続財産を相続して代償交付金を他の相続人に支払う人にする必要があります
- もし、他の相続人を死亡保険金受取人とした場合は、死亡保険金はその相続人の固有の財産となり遺産分割の対象外となるため、死亡保険金とは別に代償交付金を請求することが可能となります

### 例 相続財産のほとんどを長男が相続し、長女に代償交付金を支払う場合



# 6 争族と税負担

相続税の納税額を軽減する効果が大きい配偶者の税額軽減や、小規模宅地等の特例を適用するためには、原則として相続税の申告期限(相続開始の日の翌日から10ヵ月以内)までに遺産分割を完了させ、相続税の申告書を提出する必要があります

●遺産分割協議が難航して税負担が増えてしまう例

相続がもめて、  
遺産の分割ができない



配偶者の税額軽減  
(2ページ参照)

配偶者が実際に受け取った遺産の額に基づいて計算

- 条件
- ・遺産分割が完了していること
  - ・相続税申告書が提出されていること

遺産分割が未了

適用されない



小規模宅地等の特例  
(29ページ参照)

相続人によって適用できるかどうか異なる

- 条件
- ・遺産分割が完了していること
  - ・相続税申告書が提出されていること



遺産分割が未了

適用されない



税負担が増える

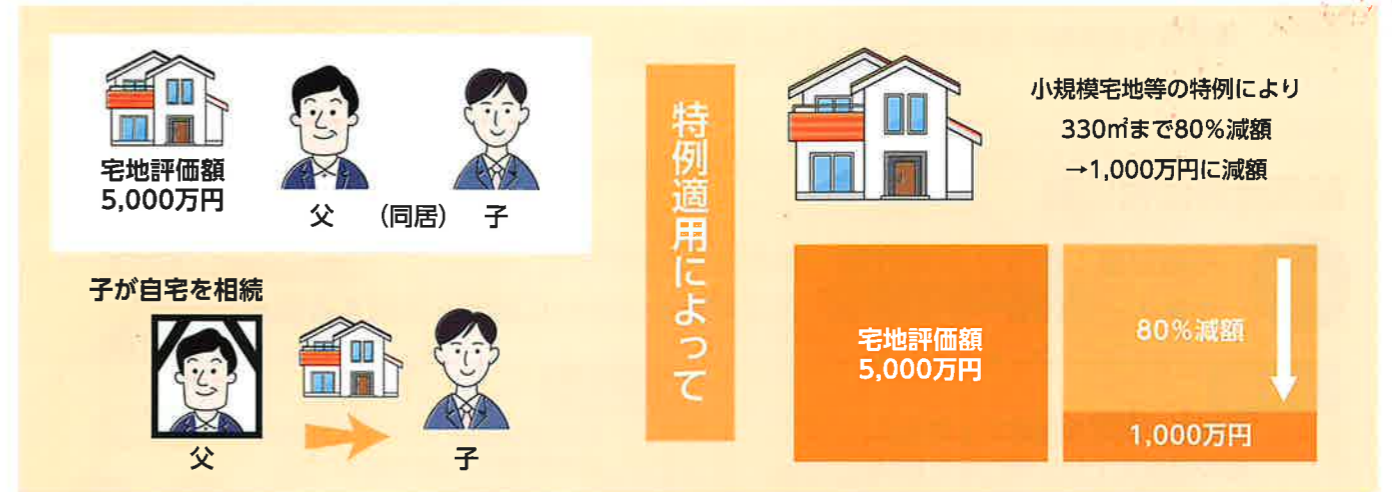
納税資金が必要に

のこされたご家族が困らないように、生前の準備が大切です

# 参考

## [小規模宅地等の特例]

被相続人から相続人が取得した居住用宅地や事業用宅地などについては、相続税額の計算上、宅地の評価を最大で80%減額できる特例があります



### 【減額割合・限度面積】

利用区分	減額割合	限度面積
居住用 特定居住用宅地等①	80%	330㎡
事業用 特定事業用宅地等*②	80%	400㎡
貸付用 貸付事業用宅地等*	50%	200㎡

計算方法

$$\text{減額される金額} = \text{宅地の評価額} \times \frac{\text{限度面積 (総地積が上限)}}{\text{総地積}} \times \text{減額割合 (50\%または80\%)}$$

※相続開始前3年以内に事業の用、貸付事業の用に供された宅地を除きます

\*①と②を併用する場合、合計730㎡まで適用可能です

### ① 特定居住用宅地等の主な要件(下記のいずれかに該当する宅地であること等)

1. 被相続人の配偶者が取得した宅地である
2. その宅地に被相続人と同居していた親族がその宅地を取得し、申告期限まで所有・居住し続けている
3. 被相続人に配偶者や同居の親族がいない場合で、相続開始前3年以内に「自己または自己の配偶者」「3親等内の親族」「特別の関係がある法人」の持ち家に住んだことがなく、居住している家屋を過去に所有していたことがない親族が申告期限までその宅地を所有している
4. 被相続人と生計を一にしていた親族の居住の用に供されていた宅地を、その親族が取得し、申告期限まで所有・居住し続けている

### ② 特定事業用宅地等の主な要件(下記のいずれかに該当する宅地であること等)

1. 被相続人の事業の用に供されていた宅地を、事業を承継した親族が取得し、申告期限まで所有・事業を続けている
2. 被相続人と生計を一にしていた親族の事業の用に供されていた宅地を、その親族が取得し、申告期限まで所有・事業を続けている

## 【配偶者居住権】

夫婦の一方が亡くなり、この世にいない配偶者が、亡くなった人が所有していた自宅に終身または一定期間、無償で居住することができる権利のことです

ポイント

- 自宅の評価は配偶者居住権と負担付き所有権に分離される
- 配偶者は自宅のすべてを相続するよりも多くの現金を確保することが可能
- 配偶者居住権は、配偶者の死亡とともに消滅

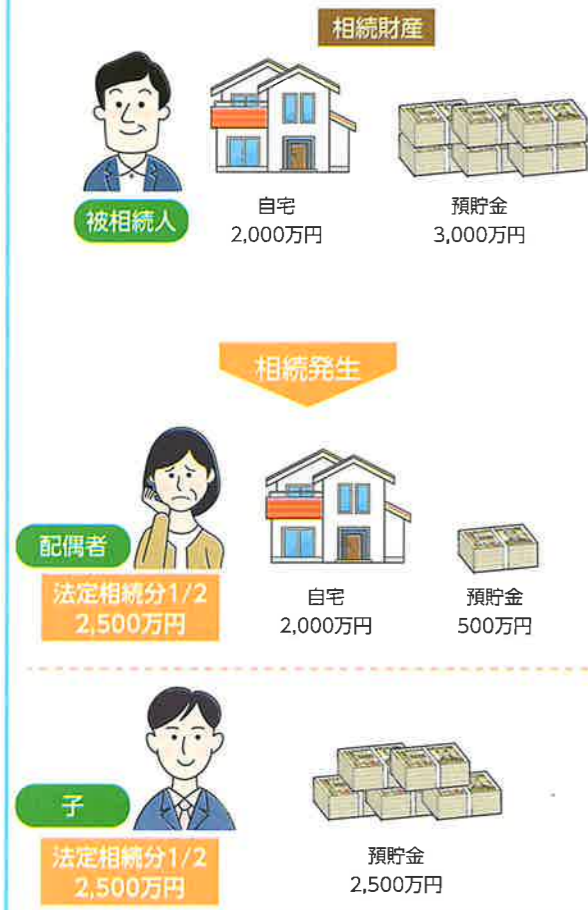
### 配偶者居住権の例

前提

相続財産：自宅(2,000万円)・預貯金(3,000万円)  
相続人：配偶者・子ども1人 法定相続分どおりに財産を相続する場合

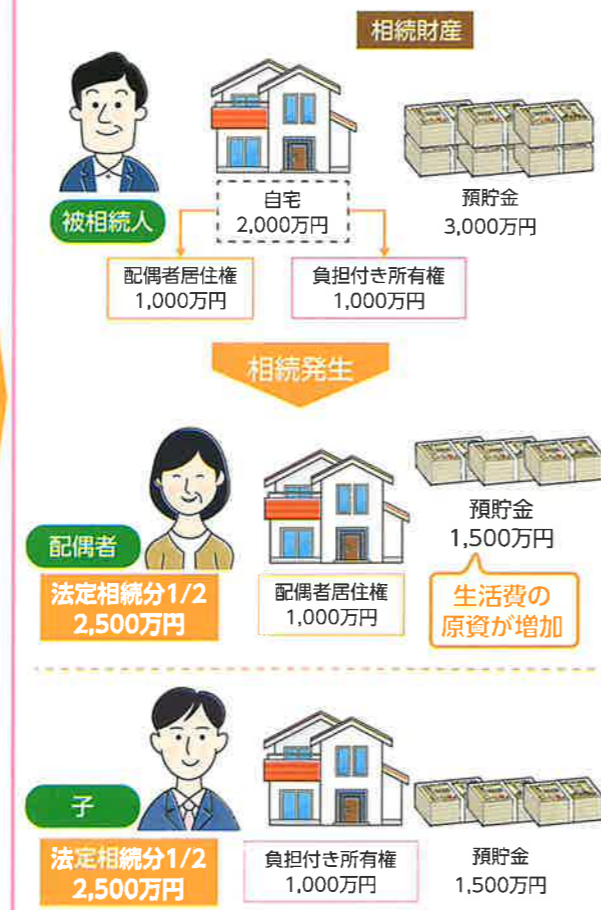
改正前

配偶者が自宅を相続する場合に、他の財産を十分に受け取れない



改正後

配偶者は自宅での居住を継続しながら、他の財産も相続できる



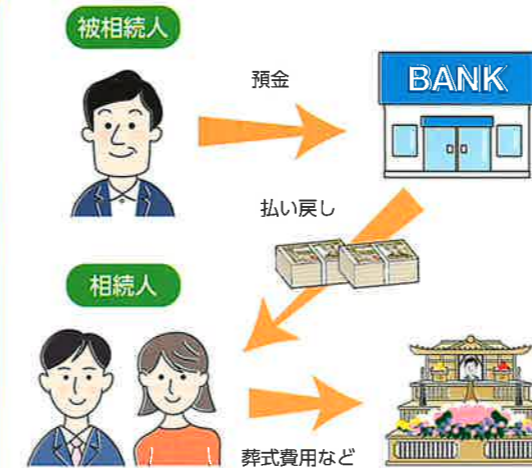
\* 配偶者居住権の価値は、法務省が公表している簡易な評価方法では、築年数や配偶者の平均余命などをもとに計算されます

## 【配偶者短期居住権】

夫婦の一方が亡くなり、この世にいない配偶者が、亡くなった人が所有していた自宅に居住していた場合、遺産分割協議がまとまるまでの間か、協議が早くまとまった場合でも被相続人が亡くなってから6ヵ月間は無償で居住することができる権利のことです。配偶者短期居住権は配偶者居住権とは異なり、財産としての評価を行いません

## 【預貯金の仮払い制度】

遺産分割前に被相続人の預貯金の払い戻しを一定の範囲で受けられる制度です



### ● 家庭裁判所の判断を経ずに受けられる制度

遺産に関する預貯金債権のうち、一定額については単独での払い戻しが認められます

単独で払い戻しができる額

相続開始時の預貯金債権の額 (口座ごと)  $\times 1/3 \times$  当該払い戻しを行なう共同相続人の法定相続分  
ただし、1つの金融機関から払い戻しが受けられる上限額は150万円です

### ● 保全処分の要件緩和 (預貯金債権の仮分割の仮処分)

上記を超える金額について、仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められます

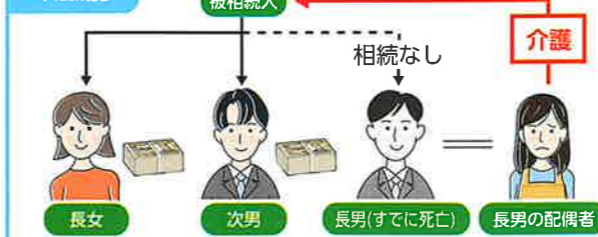
## 【特別寄与料】

相続人以外の親族が無償で行なった介護等で被相続人の財産の維持・増加に特別の貢献をした場合、相続開始後に一定要件のもと、相続人に対して特別寄与料を金銭で請求できます

例

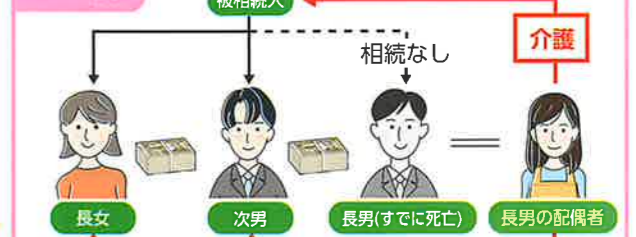
被相続人よりも前に死亡していた長男の配偶者が、被相続人の介護をしていた場合 (相続人は長女・次男)

改正前



- ・ 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を行なっていない場合でも財産を取得することが可能
- ・ 長男の配偶者が被相続人の介護を行なっても、相続人ではないため、相続財産は分配されない

改正後



- ・ 相続開始後、長男の配偶者は、相続人(長女・次男)に対して金銭の請求\*をすることが可能
- ・ 介護を行なった長男の配偶者の貢献に報いることができ、実質的に公平が図られる

\* 遺産分割手続きが過度に複雑にならないよう、遺産分割は相続人だけで行ないます

[ 生前贈与を行なう場合のチェックポイント ]

1 受贈者の意思確認

- 受贈者が贈与を受けたことを認識している
- 受贈者が年少で贈与を受けたことを認識できない場合は、法定代理人(通常は親権者)が確認している
- 受贈者が暦年課税と相続時精算課税のどちらの課税方法にするか確認している  
\*それぞれの課税方法は12ページ、14ページをご確認ください

2 贈与契約書の作成\*

- 贈与の都度、贈与契約書を作成する
- 贈与契約書に、贈与者および受贈者がそれぞれ署名・押印する
- 贈与契約書の押印は、押印者自身が所有している印鑑を使用する
- 受贈者が未成年の場合は、法定代理人(通常は親権者)が署名・押印する
- 贈与契約書を保管する

\*公証役場や法務局で確定日付を押印することにより、作成日を明確にすることが可能です  
贈与契約書の作成例は18ページをご確認ください

3 贈与税の申告と納付

【暦年課税】

- 年間の贈与額が110万円を超えていないかを確認する  
\*年間贈与額が110万円(基礎控除額)以下であれば申告不要です

【相続時精算課税】

- 相続時精算課税を選択していることを確認する  
\*贈与額の多寡にかかわらず、最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に所定の届出書を提出します
- 相続時精算課税を選択した場合、取り消しができないことを確認する
- 年間の贈与額が110万円を超えていないかを確認する  
\*2024年1月以降は年間贈与額が110万円(基礎控除額)以下であれば申告不要です
- 毎年の基礎控除額を除いた累計贈与額が2,500万円(特別控除額)を超えていないかを確認する  
\*2,500万円(特別控除額)を超えた場合、超えた金額に20%を乗じた額を納税する

【共通】

- 令和7年1月から申告書等の控えに収受日付印の押なつはされません  
\*当分の間、希望者は申告書等を収受した日付や税務署名を記載した「リーフレット」を受け取ることができます  
\*電子申告では受信通知により受付日時等を確認することができます
- 申告書等の控えを保管、提出年月日の記録・管理をする

4 贈与財産の移転

- 現金を贈与する場合には、贈与者の預金口座から受贈者の預金口座へ振り込む
- 受贈者の銀行口座の通帳や印鑑、キャッシュカードは、受贈者自身が管理する(贈与者等が管理しない)
- 可能であれば、受贈者の生活口座を使用する(贈与専用口座の開設は避ける)

贈与契約書

贈与者 (甲) と受贈者 (乙) は、  
本日、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、下記の現金を乙に贈与することとし、乙はこれを承諾した。

(記)  
  
(現金の表示) 金 円

第2条 甲は、前条記載の贈与金を、 年 月 日までに、  
乙の指定する乙名義の銀行口座に振り込んで支払うものとする。

上記契約成立の証として本書2通を作成し、当事者署名押印のうえ、  
甲、乙各1通を所持する。

年 月 日

甲 (住所)

(氏名)

印

乙 (住所)

(氏名)

印

## [ 贈与税の申告書の記載例 ]

- 暦年課税による贈与税の申告には、申告書第一表の提出が必要です
- 相続時精算課税を適用する場合には、申告書の第一表に加えて、第二表の提出も必要となります  
(2024年1月1日以降にはじめて選択する年分の申告書には、相続時精算課税選択届出書を添付。ただし、その年分の贈与が基礎控除額以下の場合には、相続時精算課税選択届出書のみ提出)

贈与税の申告書 [第一表]

贈与税の申告書 [第二表]

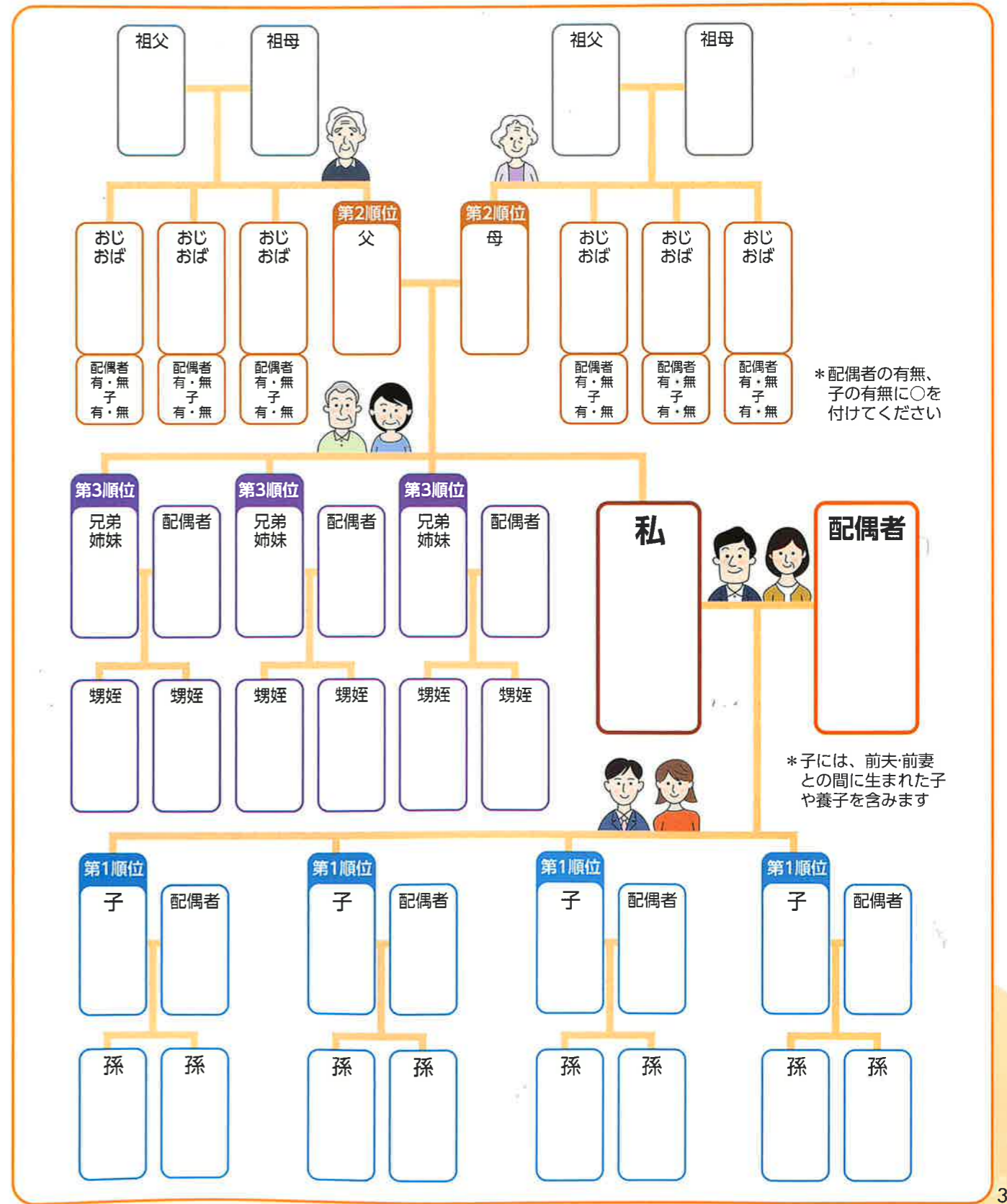
\* 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入により、贈与税申告書には個人番号または法人番号の記入が必要です  
\* 詳しくは、国税庁のホームページ[www.nta.go.jp]で確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください

## [ 相続時精算課税選択時の申告方法 ]

申告する人	受贈者(贈与を受ける人)
申告期間	最初の贈与を受けた年の翌年2月1日~3月15日までの間
提出先	贈与を受ける人の住所を所轄する税務署
提出書類	① 贈与税の申告書(第一表・第二表) ② 相続時精算課税選択届出書
添付書類	受贈者の戸籍謄本または戸籍抄本その他の書類で、以下の内容を証する書類 ・ 受贈者の氏名と生年月日 ・ 受贈者が贈与者の推定相続人または孫であること

## [ 家系図 ]

- 父母は第1順位の子がいない場合、法定相続人となります。父母がすでに亡くなっており、祖父母が存命の場合は、祖父母が法定相続人となります
- 兄弟姉妹は第1順位の子と第2順位の子がいない場合に、法定相続人となります
- 本来相続人となるべき子や兄弟姉妹がすでに亡くなっている場合は、その子(被相続人の孫、甥・姪)が代襲相続人となります



\* 配偶者の有無、子の有無に○を付けてください

\* 子には、前夫・前妻との間に生まれた子や養子を含みます

## 相続税額概算早見表

単位：万円

相続財産 基礎控除前の 課税価格	配偶者がいる場合				配偶者がいない場合			
	配偶者と 子ども1人	配偶者と 子ども2人	配偶者と 子ども3人	配偶者と 子ども4人	子ども1人	子ども2人	子ども3人	子ども4人
5,000	40	10	0	0	160	80	20	0
7,000	160	113	80	50	480	320	220	160
10,000	385	315	263	225	1,220	770	630	490
15,000	920	748	665	588	2,860	1,840	1,440	1,240
20,000	1,670	1,350	1,218	1,125	4,860	3,340	2,460	2,120
25,000	2,460	1,985	1,800	1,688	6,930	4,920	3,960	3,120
30,000	3,460	2,860	2,540	2,350	9,180	6,920	5,460	4,580
35,000	4,460	3,735	3,290	3,100	11,500	8,920	6,980	6,080
40,000	5,460	4,610	4,155	3,850	14,000	10,920	8,980	7,580
50,000	7,605	6,555	5,963	5,500	19,000	15,210	12,980	11,040
60,000	9,855	8,680	7,838	7,375	24,000	19,710	16,980	15,040
70,000	12,250	10,870	9,885	9,300	29,320	24,500	21,240	19,040
100,000	19,750	17,810	16,635	15,650	45,820	39,500	35,000	31,770
150,000	32,895	30,315	28,500	27,200	73,320	65,790	60,000	55,500
200,000	46,645	43,440	41,183	39,500	100,820	93,290	85,760	80,500

\* 法定相続人が法定相続分に応じて相続した場合の相続税額です

\* 税額控除等は配偶者の税額軽減のみとして計算しています

\* 早見表の相続税額は1万円未満を四捨五入していますので、実際の相続税額とは若干の相違があります

## 贈与税額早見表 (暦年課税の場合)

単位：万円

一般の贈与				直系尊属から18歳以上の人への贈与			
贈与額	税額	贈与額	税額	贈与額	税額	贈与額	税額
100	0.0	1,000	231.0	100	0.0	1,000	177.0
200	9.0	1,500	450.5	200	9.0	1,500	366.0
300	19.0	2,000	695.0	300	19.0	2,000	585.5
400	33.5	3,000	1,195.0	400	33.5	3,000	1,035.5
500	53.0	4,000	1,739.5	500	48.5	4,000	1,530.0
700	112.0	5,000	2,289.5	700	88.0	5,000	2,049.5

\* 受贈者ごとに計算します

## 所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
～ 195万円以下	5%	0円
195万円超～ 330万円以下	10%	97,500円
330万円超～ 695万円以下	20%	427,500円
695万円超～ 900万円以下	23%	636,000円
900万円超～ 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超～ 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

\* 課税される所得金額は1,000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額です

\* 所得税とあわせて復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)を納付する必要があります。なお、令和8年度税制改正大綱によれば、2027年1月から所得税額に対して税率1%の新たな付加税として、防衛特別所得税(仮称)が創設されます。それに伴い、復興特別所得税の税率が1%引き下げられ、課税期間が2047年まで10年間延長(現行：2037年まで)される予定です

## オンラインで相談できる

# 税理士による無料相談を 実施しています!



こんなお悩みはありませんか?

- 相続が発生したらどんな手続きが必要なの?
- 相続税を計算するとき、自宅などはどのように評価するの?
- 子どもや孫に贈与したいのだけど…
- 相続が発生したとき、もめ事が起こらないようにしたい…

そんなときは…

明治安田の税理士による無料相談をおすすめします!

- おすすめポイント 1 ご自宅や会社で** パソコン等を利用するので場所を選ばずご相談いただけます!
- おすすめポイント 2 無料で気軽に** 相続税がかかるかどうかなどもご相談いただけます!
- おすすめポイント 3 具体的に相談可能** 具体的な税金計算ができるのは税理士だけです!

ご相談料  
1回限り無料



ご相談をご希望の場合、担当者にお申しつけください

## ● 17ページの「毎年の生前贈与を10年間行なった場合の効果」について

● 贈与をしない場合	<p>&lt;相続税の課税遺産総額&gt; 2億円-基礎控除4,200万円=1億5,800万円</p> <p>&lt;相続税の各人の算出税額&gt; 子1人あたり 1億5,800万円×1/2×30%-700万円=1,670万円</p> <p>&lt;相続税の総額&gt; 1,670万円+1,670万円=3,340万円</p>
● 子2人(相続時精算課税)・孫1人(暦年課税)に各々毎年110万円を贈与した場合	<p>&lt;毎年の子・孫の贈与税額&gt; 110万円-基礎控除110万円=0万円</p> <p>&lt;相続税の課税遺産総額&gt; 1億6,700万円-基礎控除4,200万円=1億2,500万円</p> <p>&lt;相続税の各人の算出税額&gt; 子1人あたり 1億2,500万円×1/2×30%-700万円=1,175万円</p> <p>&lt;相続税の総額&gt; 1,175万円+1,175万円=2,350万円</p>
● 子2人(相続時精算課税)に各々毎年110万円・孫1人(暦年課税)に毎年310万円を贈与した場合	<p>&lt;毎年の子の贈与税額&gt; 110万円-基礎控除110万円=0万円</p> <p>&lt;毎年の孫の贈与税額&gt; (310万円-基礎控除110万円)×10%=20万円</p> <p>&lt;10年間の贈与税の総額&gt; 20万円×10年×1人(孫)=200万円</p> <p>&lt;相続税の課税遺産総額&gt; 1億4,700万円-基礎控除4,200万円=1億500万円</p> <p>&lt;相続税の各人の算出税額&gt; 子1人あたり 1億500万円×1/2×30%-700万円=875万円</p> <p>&lt;相続税の総額&gt; 875万円+875万円=1,750万円</p>

# 明治安田

●本冊子は、2026年1月現在の法令・税制に基づいて作成しており、今後改正等により取扱いが変わる場合がありますので、  
ご注意ください

●なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に必ずご確認ください

## 明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111 (代表)  
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

監修 税理士 沓掛 伸幸 税理士 田島 英明  
弁護士 松谷 美和  
企画 税理士 山本 英生

担当者